

## 第22期第10回福岡県豊前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和5年3月15日（水） 14：00～

2 場 所 豊前海水産会館  
京都郡苅田町磯浜町1-2-6  
電話 093-434-1704

### 3 議 題

(1) 福岡県豊前海区における海区漁場計画について（諮問）

資料1

(2) 会長、副会長の選任について（協議）

資料2

(3) 漁業権に係る資源管理の状況等の報告について（報告）

資料3

(4) 第22期第2回福岡県連合海区漁業調整委員会について（報告）

資料4

(5) その他

資 料 1

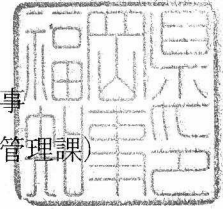
(22-10豊前漁調委)  
(R5.3.15)

4漁管第5009号

令和5年3月15日

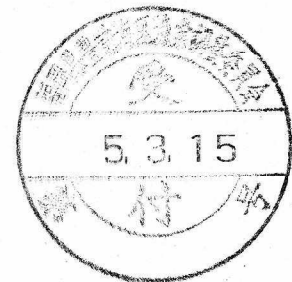
福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 殿

福 岡 県 知 事  
(農林水産部水産局漁業管理課)



福岡県豊前海区における海区漁場計画について (諮問)

このことについて、別添のとおり漁業法(昭和24年法律第267号)第62条に基づく海区漁場計画を定めたいので、同法第64条第4項の規定により、貴委員会の意見を求めます。



## 豊前海区漁場計画の概要について

漁業管理課漁業調整係

### 1. 共同漁業権

- ・豊共第1号、2号及び3号の漁場の区域、位置については、現行を基本に定めるものとする。
- ・現在の行使者の実態に合わせ、関係地区を修正する。
- ・直近10年間において、行使実態がない漁業種類については、削除するものとする。
- ・免許予定日は令和5年9月1日、存続期間は10年（令和5年9月1日から令和15年8月31日まで）とする。

#### (1) 第1種共同漁業権

- ・豊共第1号から、「みるくい漁業」「さざえ漁業」を削除。
- ・豊共第2号から、「みるくい漁業」「うちむらさき漁業」を削除。
- ・豊共第3号から、「ばかがい漁業」「つめたがい漁業」「かがみがい漁業」「あおのり漁業」を削除。
- ・豊共第1号、2号のあわび、なまこの漁業時期を変更。  
あわび：1/1～12/31→12/21～翌年10/31  
なまこ：1/1～12/31→10/1～翌年3/31
- ・その他の第1種共同漁業権漁業については、現行を基本に定めるものとする。

#### (2) 第2種共同漁業権

- ・豊共第3号から、「うなぎ石がま漁業」「雑魚底刺網漁業」「うなぎ柴つけ漁業」を削除。
- ・豊共第1号、2号、3号に、以下の条件を追加。  
第2種共同漁業に基づくあわびの採捕は12月21日から翌年10月31日に限る。  
第2種共同漁業に基づくなまこの採捕は10月1日から翌年3月31日に限る。
- ・その他の第2種共同漁業権漁業については、現行を基本に定めるものとする。

#### (3) その他

- ・共同漁業権漁場連絡図の修正（地図の更新）。
- ・豊共第1号の除外区域の表記を変更。  
(イ) 荻田町新松山地区埋立予定地  
↓  
(イ) 荻田町新松山地区埋立予定地 (埋立が完了した区域を除く。)

### 2. 区画漁業権

- ・直近5年間において、行使実態がない区画漁業権については、削除するものとする。
- ・現在の行使者の実態に合わせ、関係地区を修正する。
- ・漁業権の削除に伴い、区画の番号を修正する。

- ・免許予定日は令和5年9月1日、存続期間は5年（令和5年9月1日から令和10年8月31日まで）とする。

(1) のり養殖業

1) 支柱式

- ・豊区第5号（八屋）及び第6号（八屋）を削除。
- ・その他の支柱式のり養殖区画については、現行を基本に定めるものとする。

2) 浮流式

- ・浮流式のり養殖区画については、現行を基本に定めるものとする。

(2) かき養殖業

- ・豊区第201号（柄杓田）、209号（曾根）を削除。
- ・豊区第220号（椎田）、221号（松江）の区域を拡大。
- ・その他のかき養殖区画については、現行を基本に定めるものとする。

(3) かき・わかめ養殖業

- ・豊区第301号（八屋）を、かき養殖業に変更（わかめ養殖業の削除）。

3. 漁業権切り替えのスケジュール（見込）

R 4. 1 2月上旬	漁場計画（素案） 漁調委への報告
R 4. 1 2月	漁場計画（素案）の公表（県ホームページ掲載） 利害関係者意見聴取、意見内容公表
R 5. 1月	関係機関協議
R 5. 3月	漁場計画案の漁調委諮問 ← <u>（今回）</u>
R 5. 4月	公聴会、答申
R 5. 5月	漁場計画公示
R 5. 6月	漁協総会
R 5. 7月	免許申請
R 5. 8月	免許諮問・答申
R 5. 9月1日	免 許

○豊前海区共同漁業権一覧表(※赤色がH25年免許からの変更点)

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	豊共			漁業調整規則による規制		条件	備考
			第1号	第2号	第3号	禁止期間	体長等制限		
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年3月31日まで	○	○		4.1~9.30			漁業時期の変更
	たこ	1月1日から12月31日まで	○	○			体重100g以下		
	餌むし	"	○	○	○				
	あさり	"	○		○		殻長3cm以下		
	ゆむし(い)	"	○		○				
	はまぐり	"	○			6.1~8.31	殻長4cm以下		
	あかがい	"	○		○				
	もがい	"	○		○		殻長3cm以下		
	ばかがい(きぬがい)	"	○		⊗				豊共第3号のみ削除
	しおふき	"	○		○				
	まてがい	"	○		○				
	とりがい	"	○						
	おおのがい	"	○		○				
	かき	"	○		○				
	たいらぎ	"	○			6.1~9.30	殻高15cm以下		
	あかにし	"	○						
	てんぐにし	"	○						
	つめたがい	"			⊗				削除
	みるくい	"	⊗	⊗					削除
	あわび	1月1日から12月31日まで 12月21日から翌年10月31日まで	○	○		11.1~12.20	殻長10cm以下		漁業時期の変更
さざえ	1月1日から12月31日まで	⊗	○					豊共第1号のみ削除	
うちむさぎ	"		⊗					削除	
かがみがい	"			⊗				削除	
あまのり	10月1日から翌年4月30日まで	○							
あおのり	11月1日から翌年5月31日まで	○		⊗				豊共第3号のみ削除	
いぎす	1月1日から12月31日まで	○							
おごのり	"	○							
えごのり	"	○							
わかめ	"	○	○						
あかもく	"	○							
第2種共同漁業	雑魚樹網漁業	1月1日から12月31日まで	○					・雑魚底刺網漁業の網は、一重網又は二重網とし、網丈2メートル以上のものを使用してはならない。(豊共第2号を除く) ・第2種共同漁業に基づくあわびの採捕は12月21日から翌年10月31日に限る。 ・第2種共同漁業に基づくなまこの採捕は10月1日から翌年3月31日に限る。	
	うなぎ石がま	"	○		⊗		豊共第3号のみ削除		
	雑魚底刺網	"	○	○	⊗		豊共第3号のみ削除		
	うなぎ柴づけ	5月15日から10月31日まで	○		⊗		豊共第3号のみ削除		
	いかかご	3月1日から6月30日まで	○						
	あなごかご	1月1日から12月31日まで	○	○	○				
	ばいかご	"	○	○					
	うなぎうけ(かご、筒を含む。)	"	○		○				

○区画漁業権内容一覧表（※赤色がH30年免許からの変更点）

①のり養殖業(支柱式)

存続期間: 令和5年9月1日～令和10年8月31日

免許番号 (豊区)	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)	条件	備考
1号	第1種区画漁業	のり養殖業	9/1～4/30	京都郡苅田町地先	苅田町漁協	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	
2号	"	"	"	行橋市大字菱島地先	菱島漁協	"	
3号	"	"	"	"	"	"	
4号	"	"	"	"	"	"	
<del>5号</del>	<del>"</del>	<del>"</del>	<del>"</del>	<del>豊前市大字八屋地先</del>	<del>豊築漁協(八屋)</del>	<del>"</del>	<del>削除</del>
<del>6号</del>	<del>"</del>	<del>"</del>	<del>"</del>	<del>"</del>	<del>"</del>	<del>"</del>	<del>削除</del>
75号	第1種区画漁業	のり養殖業	"	北九州市小倉南区大字曾根新田地先	曾根漁協	"	

②のり養殖業(浮流式)

免許番号 (豊区)	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)	条件	備考
101号	第1種区画漁業	のり養殖業	9/1～4/30	行橋市大字菱島地先	菱島漁協	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	

③かき養殖業

免許番号 (豊区)	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)	条件	備考
<del>201号</del>	<del>第1種区画漁業</del>	<del>かき養殖業</del>	<del>1/1～12/31</del>	<del>北九州市門司区大字柄杓田地先</del>	<del>豊前海北部漁協</del>	<del>なし</del>	<del>削除</del>
202201号	"	"	"	北九州市門司区大字喜多久地先	"	"	
203202号	"	"	"	北九州市門司区大字伊川地先	"	"	
204203号	"	"	"	北九州市門司区大字浦中地先	豊前海北部漁協(恒見)	"	
205204号	"	"	"	北九州市門司区大字井の浦地先	"	"	
206205号	"	"	"	北九州市門司区大字恒見地先	"	"	
207206号	"	"	"	北九州市小倉南区井の浦地先	北九州東部漁協(吉田)	"	
208207号	"	"	"	北九州市小倉南区大字吉田地先	"	"	
<del>209号</del>	<del>"</del>	<del>"</del>	<del>"</del>	<del>北九州市小倉南区大字曾根新田地先</del>	<del>曾根漁協</del>	<del>"</del>	<del>削除</del>
210208号	"	"	"	"	"	"	
211209号	"	"	"	"	"	"	

○区画漁業権内容一覧表（※赤色がH30年免許からの変更点）

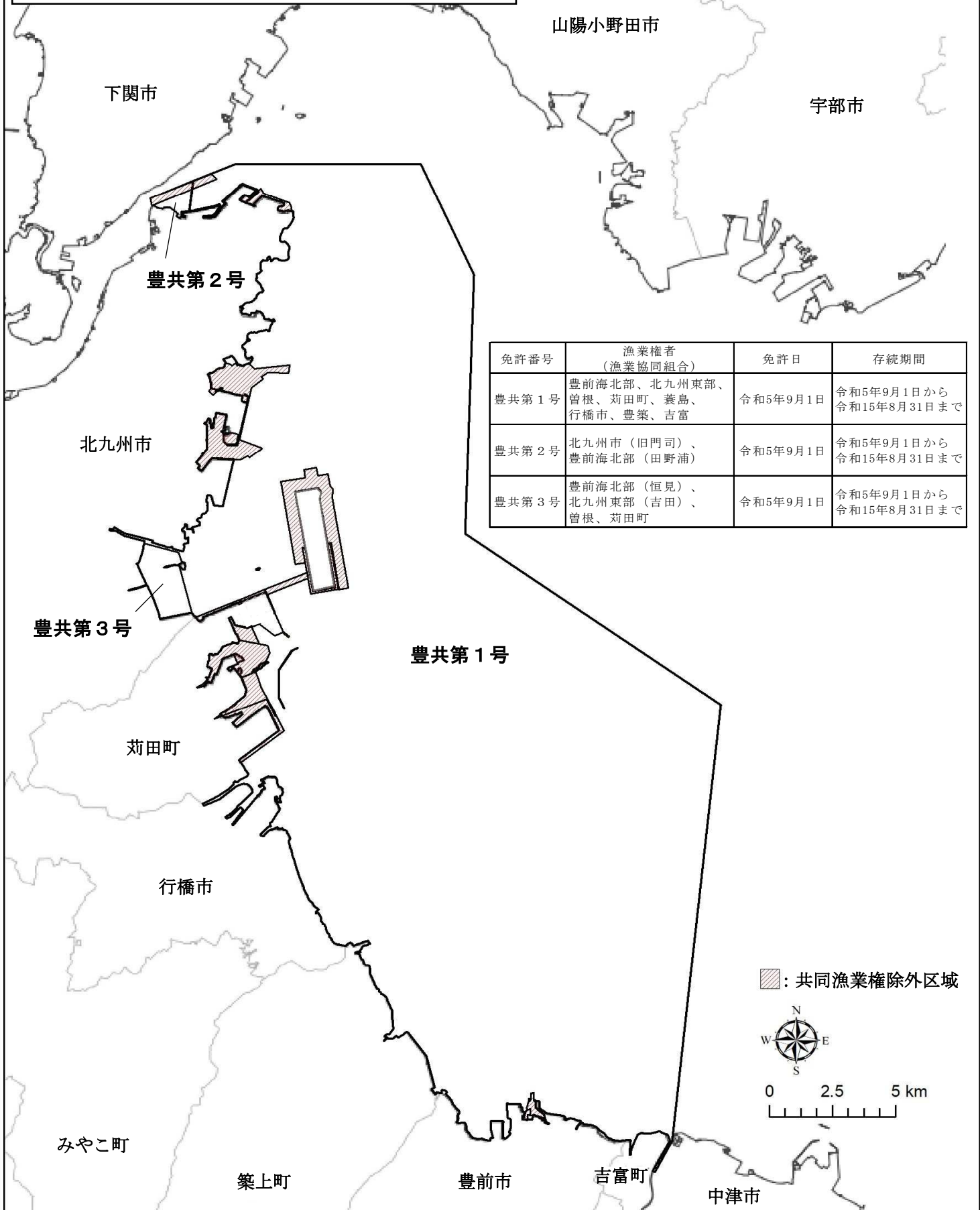
③かき養殖業(前ページからの続き)

免許番号 (豊区)	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)	条件	備考
212210号	第1種区画漁業	かき養殖業	1/1~12/31	京都郡苅田町地先	苅田町漁協	なし	
213211号	"	"	"	"	"	"	
214212号	"	"	"	"	"	"	
215213号	"	"	"	"	"	"	
216214号	"	"	"	"	"	"	
217215号	"	"	"	行橋市大字菘島地先	菘島漁協	"	
218216号	"	"	"	"	"	"	
219217号	"	"	"	築上郡築上町大字湊地先	豊築漁協(椎田町)	"	
220218号	"	"	"	築上郡築上町大字有安地先	"	"	区域の変更
221219号	"	"	"	豊前市大字松江地先	豊築漁協(松江浦)	"	区域の変更
222220号	"	"	"	"	"	"	
223221号	"	"	"	豊前市大字八屋地先	豊築漁協(八屋)	"	
224222号	"	"	"	豊前市大字宇島地先	豊築漁協(宇島)	"	
225223号	"	"	"	"	"	"	
226224号	"	"	"	築上郡吉富町大字小祝地先	吉富漁協	"	
227225号	"	"	"	"	"	"	
226号	"	"	"	豊前市大字八屋地先	豊築漁協(八屋)	"	301号わかめ養殖業の削除のため

④かき・わかめ養殖業

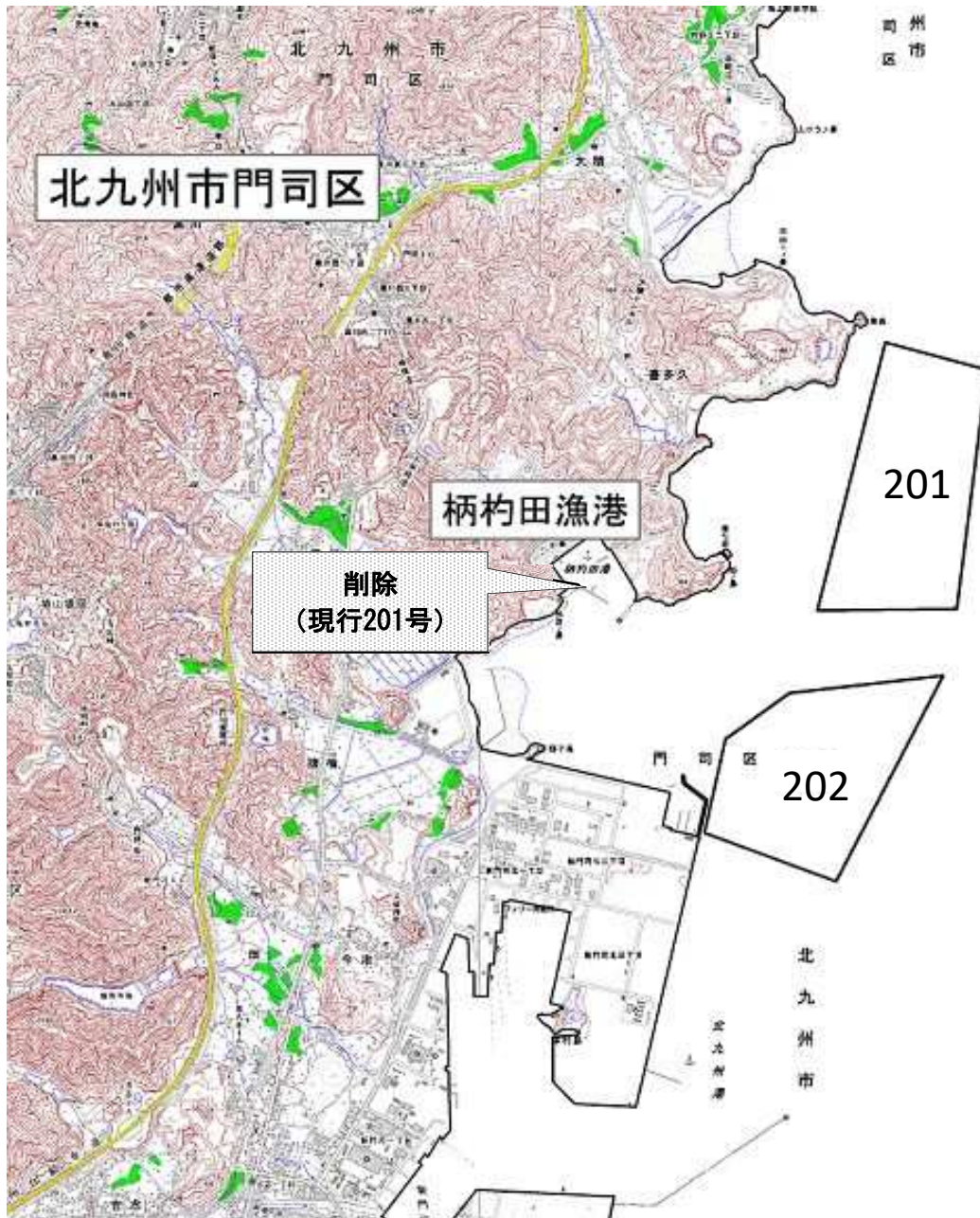
免許番号 (豊区)	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)	条件	備考
<del>301号</del>	<del>第1種区画漁業</del>	<del>かき・わかめ養殖業</del>	<del>1/1~12/31</del>	<del>豊前市大字八屋地先</del>	<del>豊築漁協(八屋)</del>	<del>なし</del>	<del>削除</del>

# 福岡県豊前海区 共同漁業権漁場参考図

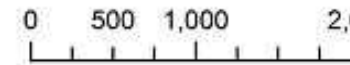


免許番号	漁業権者 (漁業協同組合)	免許日	存続期間
豊共第1号	豊前海北部、北九州東部、 曾根、苅田町、蓑島、 行橋市、豊築、吉富	令和5年9月1日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
豊共第2号	北九州市(旧門司)、 豊前海北部(田野浦)	令和5年9月1日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
豊共第3号	豊前海北部(恒見)、 北九州東部(吉田)、 曾根、苅田町	令和5年9月1日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで





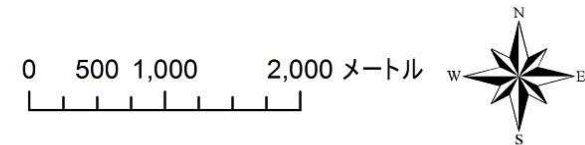
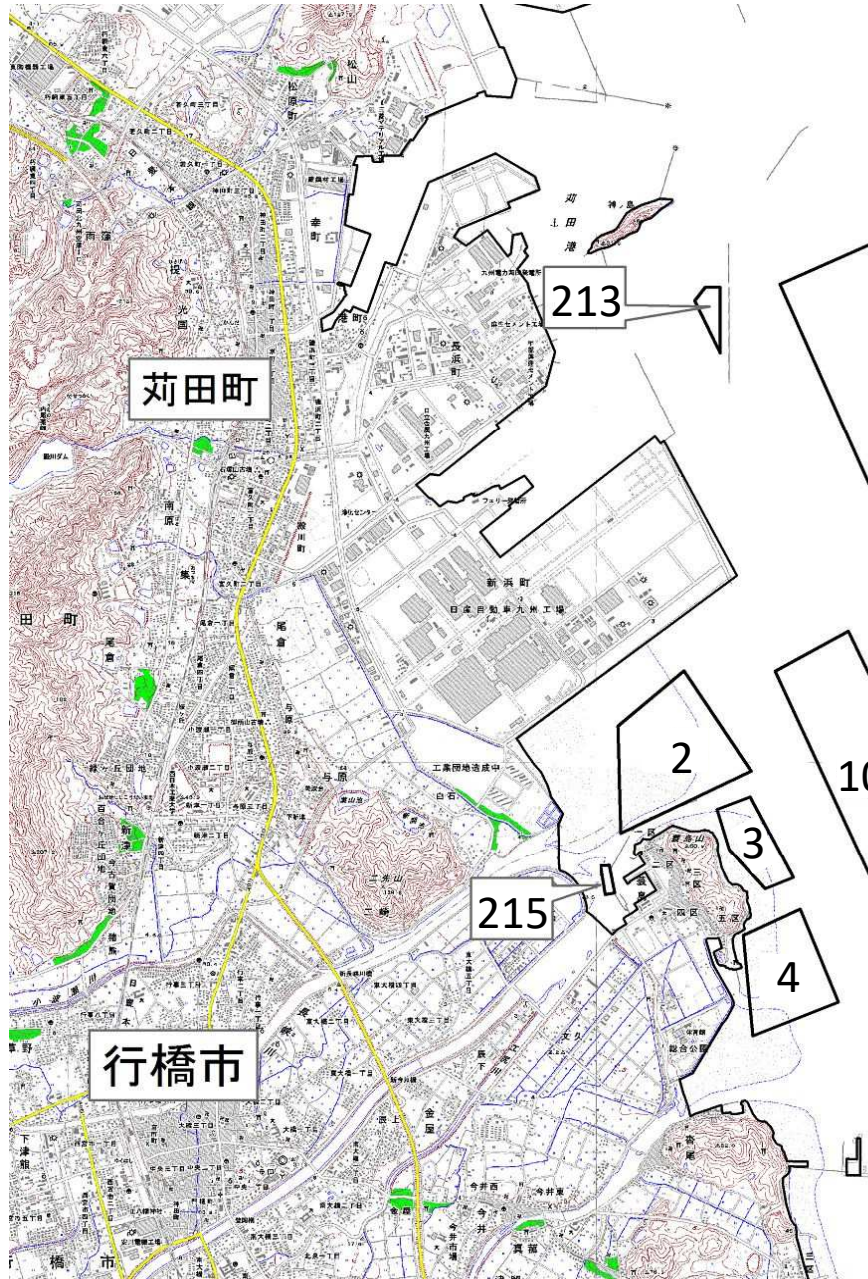
門司区



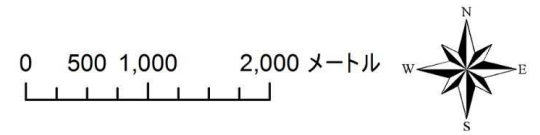
漁業の名称	免許番号(豊区)
のり養殖業(支柱式)	1~5
のり養殖業(浮流式)	101
かき養殖業	201~226

原防署

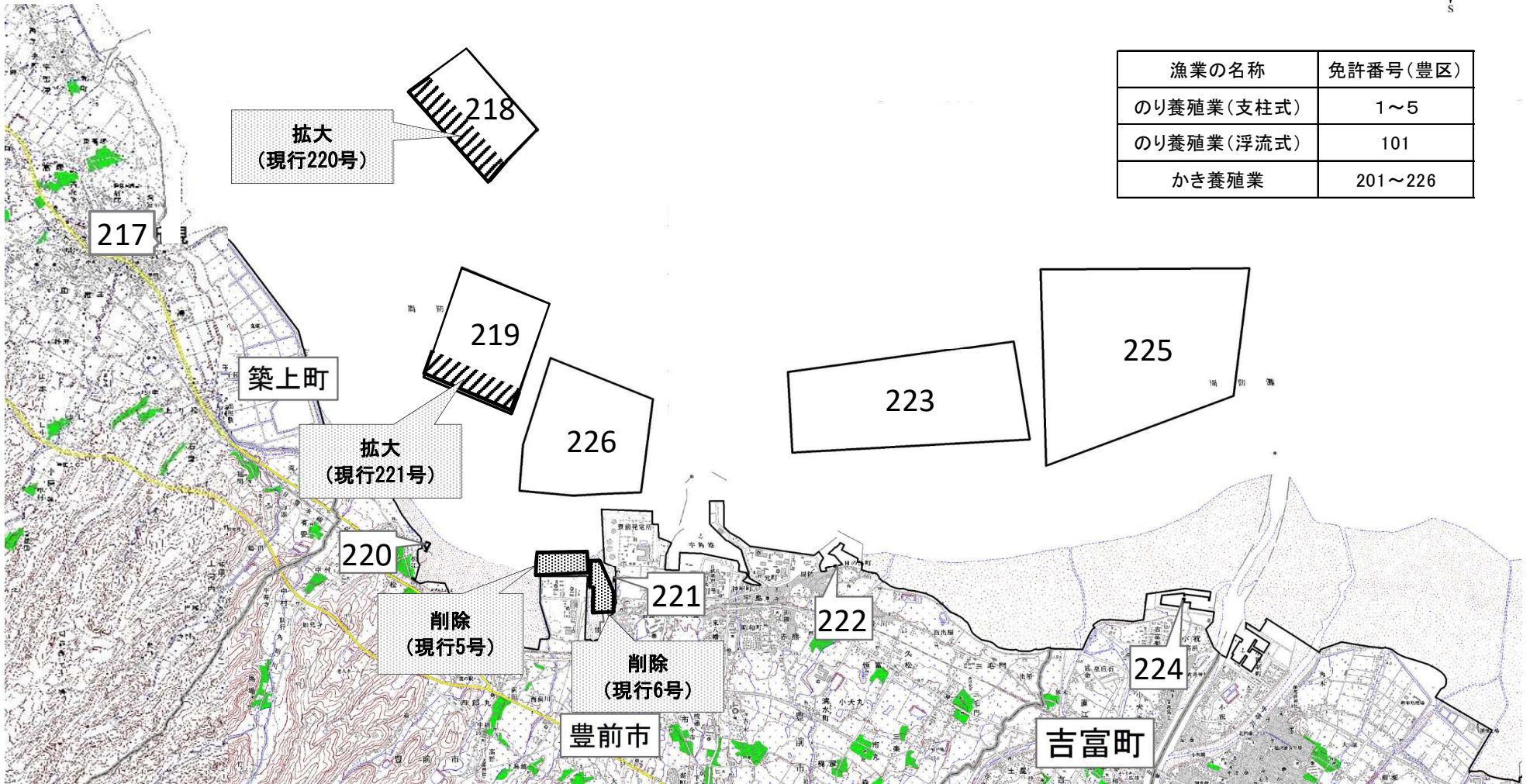




漁業の名称	免許番号(豊区)
のり養殖業(支柱式)	1~5
のり養殖業(浮流式)	101
かき養殖業	201~226



漁業の名称	免許番号(豊区)
のり養殖業(支柱式)	1~5
のり養殖業(浮流式)	101
かき養殖業	201~226



# 福岡県豊前海区漁場計画(案)

令和5年3月

福岡県農林水産部水産局漁業管理課

1 漁業権に関する事項

(1) 共同漁業権

ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

方位は真方位を示す。

公示番号	漁業種類	免許の内容となるべき事項					関係地区	類似又は新規漁業権の別
		漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	条件		
豊共第1号	第1種共同漁業	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで	福岡県、大分県境界から北九州市門司区大字大久保基点第二号までの地先	次の基点第31号、基点第30号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び基点第2号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の(ア)から(ネ)までに掲げる区域を除く。 (ア) 佐井川 築上郡吉富町大字直江、延命堰から上流域 (イ) 岩岳川 豊前市大字沓川、下ノ田堰から上流域 (ウ) 真如寺川 築上郡築上町椎田、吾妻橋下流側橋台角から上流域 (エ) 城井川 築上郡築上町椎田、浜宮橋下流側橋台角から上流域 (オ) 祓川 行橋市大字沓尾、沓尾橋下流側橋台角から上流域 (カ) 今川 行橋市大字金星、今川可動堰(今川ダム)の下流 200メートルから上流域 (キ) 江尻川 行橋市大字辰下、常磐橋下流側橋台角から上流域 (ク) 長峡川 京都郡苅田町小波瀬川との合流点から上流域 (ケ) 竹馬川 北九州市小倉南区沼南町、新開橋下流に設置された防潮水門から上流域 (コ) 宇島港泊地(一部航路を含む。) (サ) 苅田町二号地(埋立地)の沖側 200メートル及び南東側 100メートルの区域 (シ) 苅田港泊地(一部航路を含む。) (ス) 苅田港第二南防波堤築堤予定区域 (セ) 苅田町松山工業用地(埋立地)の周囲 100メートルの区域 (ソ) 苅田町新松山地区埋立予定地(埋立が完了した区域を除く。) (タ) 旧曾根河口湖建設予定地 (チ) 土砂処分場(北九州市及び苅田町沖)の周囲 100メートルの区域 (ツ) 次の表のイからヨまでの項に掲げる点及びイを順次に結んだ直線によって囲まれた区域	・雑魚底刺網漁業の網は、一重網又は二重網とし、網丈 2メートル以上のものを使用してはならない。 ・第2種共同漁業に基づくあわびの採捕は12月21日から翌年10月31日に限る。 ・第2種共同漁業に基づくなまこの採捕は10月1日から翌年3月31日に限る。	北九州市門司区田野浦、同区大字田野浦、同区庄司町、同区東門司、同区東本町、同区太刀浦海岸、同区大字柄杓田、同区柄杓田町、同区喜多久、同区大字大積、同区今津、同区畑、同区恒見、同区恒見町、同区吉志、同区大字吉志、同区吉志新町、同区奥田、同区東新町、同市小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同郡吉富町	類似漁業権
		たこ漁業	1月1日から 12月31日まで					
		餌むし漁業	1月1日から 12月31日まで					
		あさり漁業	1月1日から 12月31日まで					
		ゆむし(いい)漁業	1月1日から 12月31日まで					
		はまぐり漁業	1月1日から 12月31日まで					
		あかがい漁業	1月1日から 12月31日まで					
		もがし漁業	1月1日から 12月31日まで					
		ばかがい(きぬがし)漁業	1月1日から 12月31日まで					
		しおふき漁業	1月1日から 12月31日まで					
		まてがし漁業	1月1日から 12月31日まで					
		とりがし漁業	1月1日から 12月31日まで					
		おおのがし漁業	1月1日から 12月31日まで					
		かき漁業	1月1日から 12月31日まで					
		たいらぎ漁業	1月1日から 12月31日まで					
		あかにし漁業	1月1日から 12月31日まで					
		てんぐにし漁業	1月1日から 12月31日まで					
		あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで					
		あまのり漁業	10月1日から 翌年4月30日まで					
		あおのり漁業	11月1日から 翌年5月31日まで					
いぎす漁業	1月1日から 12月31日まで							

イ	基点第12号から真方位 54 度 50 分 2,745メートルの点
ロ	基点第12号から真方位 18 度 35 分 5,230メートルの点
ハ	基点第12号から真方位 27 度 20 分 5,765メートルの点
ニ	基点第12号から真方位 25 度 25 分 6,040メートルの点
ホ	基点第12号から真方位 29 度 05 分 6,340メートルの点
ヘ	基点第12号から真方位 31 度 05 分 6,080メートルの点

第2種共同漁業	おごり漁業	1月1日から 12月31日まで
	えごり漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から 12月31日まで
	あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで
	雑魚柵網漁業	1月1日から 12月31日まで
	うなぎ石がま漁業	1月1日から 12月31日まで
	雑魚底刺網漁業	1月1日から 12月31日まで
	うなぎ柴づけ漁業	5月15日から 10月31日まで
	いかかご漁業	3月1日から 6月30日まで
	あなごかご漁業	1月1日から 12月31日まで
	ばいかご漁業	1月1日から 12月31日まで
	うなぎうけ(かご、筒を含む)漁業	1月1日から 12月31日まで

ト	基点第 12 号から真方位 33 度 55 分 6,355メートルの点
チ	基点第 12 号から真方位 37 度 10 分 6,005メートルの点
リ	基点第 12 号から真方位 38 度 45 分 5,960メートルの点
ヌ	基点第 12 号から真方位 40 度 55 分 5,665メートルの点
ル	基点第 12 号から真方位 81 度 55 分 4,380メートルの点
ヲ	基点第 12 号から真方位 82 度 05 分 3,980メートルの点
ワ	基点第 12 号から真方位 56 度 15 分 4,360メートルの点
カ	基点第 12 号から真方位 48 度 35 分 3,385メートルの点
ヨ	基点第 12 号から真方位 58 度 00 分 3,110メートルの点

- (テ) 北九州空港連絡橋の周囲 100メートルの区域(橋下を含む。)
- (ト) 新門司臨海工業用地埋立予定地及び泊地(一部航路を含む。)
- (タ) 田野浦埠頭の周囲 50メートルの区域及び泊地
- (チ) 太刀浦埠頭の周囲 50メートルの区域及び泊地
- (ツ) 行橋市大字稲童字浜字豊午塚及び高島地先の私有地
- (テ) 関門港法定航路(平成 13 年9月 10 日以降に変更された航路を除く。)
- 基点第 2 号 北九州市門司区大字大久保、田野浦港埠頭西側から 11 番目の繫船柱から東へ 70 センチメートルのところに設定した標識
- 基点第 12 号 京都郡苅田町鳥越町 10 番地 1 号地先の護岸に設定された 1 級基準点(京都郡苅田町松山地区工業用地旧北角に設定した標識)
- 基点第 29 号 基点第 32 号から 296 度 20 分 160メートルの点(築上郡吉富町大字小祝字京泊護岸土木標石柱跡)
- 基点第 30 号 福岡、大分両県境山国川山国橋の中央点(福岡及び大分両県の境界標識)
- 基点第 31 号 山国川山国橋の左岸(福岡県側)下流側の欄干の先端(親柱)
- 基点第 32 号 大分県中津市小祝漁港の旧突端の先端(灯台跡)
- (イ) 基点第 29 号と基点第 32 号を結んだ直線上の中央点
- (ロ) イから真方位 6 度 15 分 18,000メートルの点
- (ハ) 行橋市大字葦島頂上から山口県山陽小野田市本山岬南端を見通した線の中央点
- (ニ) 北九州市門司区網の崎突端から山陽小野田市本山岬南端を見通した線の中央点
- (ホ) 北九州市門司区部崎灯台から山口県山陽小野田市旧宮崎鼻南端(北緯 33 度 59 分 42 秒、東経 131 度 8 分 1 秒)を見通した線の中央点
- (ヘ) 北九州市門司区部崎灯台から山口県下関市満珠島灯台を見通した線の中央点
- (ト) 北九州市門司区部崎灯台から真方位 310 度 28 分、2,975メートルの点
- (チ) 基点第 2 号から真方位 7 度 30 分の線と、(ト)と(リ)を結んだ直線との交点
- (リ) 北九州市門司区門司崎灯台から山口県下関市火の山下潮流信号所を見通した線の中央点

豊共第2号	第1種共同漁業	なまこ漁業	10月1日から翌年3月31日まで	北九州市門司区門司崎灯台から同市門司区大字大久保基点第2号までの地先	次の基点第1号、(イ)、(ロ)及び基点第2号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の(ア)及び(イ)に掲げる区域を除く。 (ア) 田野浦埠頭の周囲 50メートルの区域及び泊地 (イ) 関門港法定航路 基点第1号 北九州市門司区門司崎灯台 基点第2号 北九州市門司区大字大久保、田野浦埠頭西側から 11 番目の繫船柱から東へ 70 センチメートルのところを設定した標識 (イ) 基点第1号から山口県下関市火の山船舶通航信号所を見通す線の中央点 (ロ) 基点第2号から真方位 7 度 30 分 1,300メートルの点	・第2種共同漁業に基づくあわびの採捕は 12月21日から翌年10月31日に限る。 ・第2種共同漁業に基づくなまこの採捕は 10月1日から翌年3月31日に限る。	北九州市門司区旧門司、同区田野浦、同区大字司町、同区東本町、同区太刀浦海岸	同上
		たこ漁業	1月1日から12月31日まで					
		餌むし漁業	1月1日から12月31日まで					
		あわび漁業	12月21日から翌年10月31日まで					
		さざえ漁業	1月1日から12月31日まで					
		わかめ漁業	1月1日から12月31日まで					
	第2種共同漁業	雑魚底刺網漁業	1月1日から12月31日まで					
		あなごかご漁業	1月1日から12月31日まで					
		ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで					
豊共第3号	第1種共同漁業	餌むし漁業	1月1日から12月31日まで	北九州市小倉南区から京都郡苅田町までの地先	次の基点第9号、(イ)、(ロ)及び(ハ)の各点を順次に結んだ直線、間島西側最大高潮時海岸線、次の(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(チ)を順次に結んだ直線並びに最大高潮時海岸線及び河岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の(ア)及び(イ)に掲げる区域を除く。 (ア) 北九州市小倉南区大字曾根 3302 番地及び 3303 番地(堤外民有地) (イ) 貫川 北九州市小倉南区大字曾根新田、新田堰から上流域 基点第9号 北九州市小倉南区大字曾根大浜海岸北端に設定した標識 (イ) 基点第9号から真方位 125 度 00 分 240メートルの点 (ロ) 基点第9号から真方位 108 度 40 分 1,477メートルの点 (ハ) 基点第9号から真方位 120 度 20 分 1,736メートルの点 (ニ) 基点第9号から真方位 126 度 00 分 1,790メートルの点 (ホ) 基点第9号から真方位 134 度 40 分 2,155メートルの点 (ヘ) 基点第9号から真方位 135 度 30 分 2,187メートルの点 (ト) 基点第9号から真方位 147 度 40 分 3,385メートルの点 (チ) 北九州市小倉南区大字曾根新田字朽網尻南端に設定した標識	・雑魚底刺網漁業の網は、一重網又は二重網とし、網丈 2メートル以上のものを使用してはならない。 ・第2種共同漁業に基づくあわびの採捕は 12月21日から翌年10月31日に限る。 ・第2種共同漁業に基づくなまこの採捕は 10月1日から翌年3月31日に限る。	北九州市門司区恒見、同区恒見町、同区吉志、同区大字吉志、同区吉志新町、同区奥田、同区東新町、同市小倉南区、京都郡苅田町	同上
		あさり漁業	1月1日から12月31日まで					
		ゆむし(いい)漁業	1月1日から12月31日まで					
		あかがい漁業	1月1日から12月31日まで					
		もがい漁業	1月1日から12月31日まで					
		しおふき漁業	1月1日から12月31日まで					
		まてがい漁業	1月1日から12月31日まで					
		おおのがい漁業	1月1日から12月31日まで					
		かき漁業	1月1日から12月31日まで					
	第2種共同漁業	あなごかご漁業	1月1日から12月31日まで					
うなぎうけ(かご、筒を含む)漁業		1月1日から12月31日まで						



## (2) 区画漁業権

ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

方位は真方位を示す。

現行番号	新番号	免許の内容となるべき事項					関係地区	個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別	
		漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域				条件
豊区第1号	豊区第1号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	京都郡苅田町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第11号 北九州市小倉南区旧曾根干拓新田工区防波堤東南角に設定した標識 (イ) 基点第11号から真方位038度39分 334メートルの点 (ロ) 基点第11号から真方位067度00分 260メートルの点 (ハ) 基点第11号から真方位053度49分 122メートルの点 (ニ) 基点第11号から真方位016度18分 241メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	京都郡苅田町	団体漁業権	類似漁業権
豊区第2号	豊区第2号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	行橋市大字蓑島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第15号 行橋市大字蓑島の蓑島漁港(本港)防波堤突端に設定した標識 (イ) 基点第15号から真方位015度45分 1,355メートルの点 (ロ) 基点第15号から真方位057度20分 1,020メートルの点 (ハ) 基点第15号から真方位308度40分 130メートルの点 (ニ) 基点第15号から真方位352度15分 890メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	行橋市大字蓑島、同市大字今井、同市行事、同市道場寺、同市南泉、北九州市戸畑区土取町	同上	同上
豊区第3号	豊区第3号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	行橋市大字蓑島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第17号 行橋市大字蓑島北東端岩礁に設定した標識 (イ) 基点第17号から真方位001度52分 703メートルの点 (ロ) 基点第17号から真方位075度08分 355メートルの点 (ハ) 基点第17号から真方位087度10分 133メートルの点 (ニ) 基点第17号から真方位337度07分 330メートルの点 (ホ) 基点第17号から真方位340度08分 646メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	行橋市大字蓑島、同市大字今井、同市行事、同市大字道場寺、同市南泉、北九州市戸畑区土取町	同上	同上

現行番号	新番号	免許の内容となるべき事項					関係地区	個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別	
		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域				条件
豊区第4号	豊区第4号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	行橋市大字蓑島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第18号 行橋市大字蓑島の蓑島漁港(天神)東部防波堤突端に設定した標識 (イ) 基点第18号から真方位035度30分 770メートルの点 (ロ) 基点第18号から真方位095度20分 730メートルの点 (ハ) 基点第18号から真方位163度10分 340メートルの点 (ニ) 基点第18号から真方位004度00分 430メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	行橋市大字蓑島、同市大字今井、同市行事、同市道場寺、同市南泉、北九州市戸畑区土取町	同上	同上
豊区第7号	豊区第5号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	北九州市小倉南区大字曾根新田地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第11号 北九州市小倉南区旧曾根干拓新田工区防波堤東南角に設定した標識 (イ) 基点第11号から真方位003度27分 1,331メートルの点 (ロ) 基点第11号から真方位020度26分 817メートルの点 (ハ) 基点第11号から真方位333度26分 625メートルの点 (ニ) 基点第11号から真方位336度39分 1,224メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	北九州市小倉南区曾根新田南	同上	同上
豊区第101号	豊区第101号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	行橋市大字蓑島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第17号 行橋市大字蓑島北東端岩礁に設定した標識 (イ) 基点第17号から真方位021度00分 2,085メートルの点 (ロ) 基点第17号から真方位085度10分 1,610メートルの点 (ハ) 基点第17号から真方位098度30分 1,035メートルの点 (ニ) 基点第17号から真方位007度15分 1,660メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	行橋市大字蓑島、同市大字今井、同市行事、同市道場寺、同市南泉、北九州市戸畑区土取町	同上	同上

現行番号	新番号	免許の内容となるべき事項					関係地区	個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別	
		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域				条件
豊区第202号	豊区第201号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	北九州市門司区大字喜多久地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第4号 北九州市門司区大字喜多久字江の崎小島南端に設定した標識 (イ) 基点第4号から真方位075度00分 1,880メートルの点 (ロ) 基点第4号から真方位123度20分 1,940メートルの点 (ハ) 基点第4号から真方位145度55分 1,300メートルの点 (ニ) 基点第4号から真方位060度15分 1,340メートルの点		北九州市門司区大字柄杓田、同区柄杓田町、同区大字大積	同上	同上
豊区第203号	豊区第202号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	北九州市門司区大字伊川地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第6号 北九州市門司区大字柄杓田の柄杓田漁港防波堤突端に設定した標識 (イ) 基点第6号から真方位098度30分 2,120メートルの点 (ロ) 基点第6号から真方位139度30分 2,170メートルの点 (ハ) 基点第6号から真方位157度00分 1,450メートルの点 (ニ) 基点第6号から真方位136度00分 1,010メートルの点 (ホ) 基点第6号から真方位111度00分 1,190メートルの点		北九州市門司区柄杓田、同区柄杓田町、同区大字大積	同上	同上
豊区第204号	豊区第203号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	北九州市門司区大字浦中地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ハ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第7号 北九州市門司区恒見新門司一期埋立護岸の南西角に設定した標識 (イ) 基点第7号から真方位315度30分 322メートルの点 (ロ) 基点第7号から真方位310度00分 291メートルの点 (ハ) 基点第7号から真方位305度00分 250メートルの点 (ニ) 基点第7号から真方位297度00分 279メートルの点 (ホ) 基点第7号から真方位302度30分 317メートルの点 (ハ) 基点第7号から真方位309度26分 345メートルの点		北九州市門司区恒見、北九州市門司区恒見町、同区吉志、同区大字吉志、同区吉志新町、同区奥田、同区東新町、北九州市小倉南区沼緑町	同上	同上

現行番号	新番号	免許の内容となるべき事項					関係地区	個別又は団体漁権の別	類似又は新規漁権の別	
		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域				条件
豊区第205号	豊区第204号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	北九州市門司区大字井の浦地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第7号 北九州市門司区恒見新門司一期埋立護岸の南西角に設定した標識 (イ) 基点第7号から真方位227度42分 745メートルの点 (ロ) 基点第7号から真方位223度52分 732メートルの点 (ハ) 基点第7号から真方位224度35分 839メートルの点 (ニ) 基点第7号から真方位228度20分 846メートルの点		北九州市門司区恒見、北九州市門司区恒見町、同区吉志、同区大字吉志、同区吉志新町、同区奥田、同区東新町、北九州市小倉南区沼緑町	同上	同上
豊区第206号	豊区第205号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	北九州市門司区大字恒見地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第13号 京都郡苅田町松山地区工業用地北角に設定した標識 (イ) 基点第13号から真方位008度01分 2,955メートルの点 (ロ) 基点第13号から真方位019度43分 1,818メートルの点 (ハ) 基点第13号から真方位357度17分 1,680メートルの点 (ニ) 基点第13号から真方位351度31分 1,731メートルの点 (ホ) 基点第13号から真方位317度53分 2,235メートルの点 (ヘ) 基点第13号から真方位330度13分 3,297メートルの点		北九州市門司区恒見、北九州市門司区恒見町、同区吉志、同区大字吉志、同区吉志新町、同区奥田、同区東新町、北九州市小倉南区沼緑町	同上	同上
豊区第207号	豊区第206号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	北九州市小倉南区井の浦地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第8号 北九州市小倉南区井野浦港防波堤突端に設定した標識 (イ) 基点第8号から真方位249度02分 243メートルの点 (ロ) 基点第8号から真方位247度03分 222メートルの点 (ハ) 基点第8号から真方位240度25分 236メートルの点 (ニ) 基点第8号から真方位239度47分 254メートルの点		北九州市小倉南区大字吉田、同区下吉田、同区上吉田	同上	同上

現行番号	新番号	免許の内容となるべき事項					関係地区	個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別	
		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域				条件
豊区第208号	豊区第207号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	北九州市小倉南区大字吉田地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第13号 京都郡苅田町松山地区工業用地北角に設定した標識 (イ) 基点第13号から真方位019度43分 1,818メートルの点 (ロ) 基点第13号から真方位024度42分 1,586メートルの点 (ハ) 基点第13号から真方位311度13分 2,053メートルの点 (ニ) 基点第13号から真方位316度41分 2,273メートルの点 (ホ) 基点第13号から真方位351度31分 1,731メートルの点 (ヘ) 基点第13号から真方位357度17分 1,680メートルの点		北九州市小倉南区大字吉田、同区下吉田、同区上吉田	同上	同上
豊区第210号	豊区第208号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	北九州市小倉南区大字曾根新田地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第13号 京都郡苅田町松山地区工業用地北角に設定した標識 (イ) 基点第13号から真方位024度42分 1,586メートルの点 (ロ) 基点第13号から真方位056度45分 974メートルの点 (ハ) 基点第13号から真方位037度43分 339メートルの点 (ニ) 基点第13号から真方位355度17分 205メートルの点 (ホ) 基点第13号から真方位281度50分 722メートルの点 (ヘ) 基点第13号から真方位273度47分 1,824メートルの点 (ト) 基点第13号から真方位303度24分 2,408メートルの点		北九州市小倉南区曾根新田、同区曾根新田北、北九州市小倉南区曾根新田南、同区大字朽網、同区中曾根、同区中曾根東	同上	同上
豊区第211号	豊区第209号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	北九州市小倉南区大字曾根新田地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第10号 北九州市小倉南区旧曾根干拓貫川河口防波堤突端に設定した標識 (イ) 基点第10号から真方位062度15分 1,550メートルの点 (ロ) 基点第10号から真方位070度32分 1,565メートルの点 (ハ) 基点第10号から真方位070度28分 1,320メートルの点 (ニ) 基点第10号から真方位064度46分 1,319メートルの点 (ホ) 基点第10号から真方位065度15分 1,464メートルの点 (ヘ) 基点第10号から真方位061度32分 1,476メートルの点		北九州市小倉南区曾根新田、同区曾根新田北、北九州市小倉南区曾根新田南、同区大字朽網、同区中曾根、同区中曾根東	同上	同上

現行番号	新番号	免許の内容となるべき事項					関係地区	個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別	
		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域				条件
豊区第212号	豊区第210号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	京都郡苅田町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第13号 京都郡苅田町松山地区工業用地北角に設定した標識 (イ) 基点第13号から真方位078度46分 1,517メートルの点 (ロ) 基点第13号から真方位110度33分 1,763メートルの点 (ハ) 基点第13号から真方位124度54分 1,401メートルの点 (ニ) 基点第13号から真方位080度13分 1,027メートルの点 (ホ) 基点第13号から真方位076度45分 1,321メートルの点		京都郡苅田町	同上	同上
豊区第213号	豊区第211号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	京都郡苅田町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第13号 京都郡苅田町松山地区工業用地北角に設定した標識 (イ) 基点第13号から真方位082度38分 876メートルの点 (ロ) 基点第13号から真方位129度21分 1,320メートルの点 (ハ) 基点第13号から真方位143度06分 1,174メートルの点 (ニ) 基点第13号から真方位105度31分 382メートルの点		京都郡苅田町	同上	同上
豊区第214号	豊区第212号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	京都郡苅田町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ハ)、(ト)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第13号 京都郡苅田町松山地区工業用地北角に設定した標識 (イ) 基点第13号から真方位321度06分 248メートルの点 (ロ) 基点第13号から真方位315度27分 211メートルの点 (ハ) 基点第13号から真方位266度40分 595メートルの点 (ニ) 基点第13号から真方位257度32分 1,017メートルの点 (ホ) 基点第13号から真方位258度11分 1,411メートルの点 (ハ) 基点第13号から真方位275度03分 1,454メートルの点 (ト) 基点第13号から真方位283度23分 653メートルの点		京都郡苅田町	同上	同上

現行番号	新番号	免許の内容となるべき事項					関係地区	個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別	
		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域				条件
豊区第215号	豊区第213号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	京都郡苅田町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第14号 京都郡苅田町苅田港南防波堤角に設定した標識 (イ) 基点第14号から真方位016度52分 1,153メートルの点 (ロ) 基点第14号から真方位028度39分 698メートルの点 (ハ) 基点第14号から真方位008度19分 1,016メートルの点 (ニ) 基点第14号から真方位011度21分 1,125メートルの点		京都郡苅田町	同上	同上
豊区第216号	豊区第214号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	京都郡苅田町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第14号 京都郡苅田町苅田港南防波堤角に設定した標識 (イ) 基点第14号から真方位048度45分 2,445メートルの点 (ロ) 基点第14号から真方位101度30分 2,880メートルの点 (ハ) 基点第14号から真方位121度00分 2,000メートルの点 (ニ) 基点第14号から真方位034度15分 1,370メートルの点		京都郡苅田町	同上	同上
豊区第217号	豊区第215号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	行橋市大字蓑島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第15号 行橋市大字蓑島の蓑島漁港(本港)防波堤突端に設定した標識 (イ) 基点第15号から真方位229度49分 249メートルの点 (ロ) 基点第15号から真方位201度59分 398メートルの点 (ハ) 基点第15号から真方位209度50分 441メートルの点 (ニ) 基点第15号から真方位237度08分 303メートルの点		行橋市大字蓑島、同市大字今井、同市行事、同市道場寺、同市南泉、北九州市戸畑区土取町	同上	同上

現行番号	新番号	免許の内容となるべき事項					関係地区	個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別	
		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域				条件
豊区第218号	豊区第216号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	行橋市大字蓑島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第17号 行橋市大字蓑島北東端岩礁に設定した標識 (イ) 基点第17号から真方位046度11分 4,123メートルの点 (ロ) 基点第17号から真方位080度03分 3,944メートルの点 (ハ) 基点第17号から真方位091度00分 2,310メートルの点 (ニ) 基点第17号から真方位087度06分 2,245メートルの点 (ホ) 基点第17号から真方位036度25分 2,904メートルの点		行橋市大字蓑島、同市大字今井、同市行事、同市道場寺、同市南泉、北九州市戸畑区土取町	同上	同上
豊区第219号	豊区第217号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	築上郡築上町大字湊地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第20号 築上郡築上町大字湊の椎田漁港北東側岸壁角に設定した標識 (イ) 基点第20号から真方位235度30分 229メートルの点 (ロ) 基点第20号から真方位236度14分 223メートルの点 (ハ) 基点第20号から真方位232度37分 225メートルの点 (ニ) 基点第20号から真方位231度59分 232メートルの点		築上郡築上町、豊前市下河内	同上	同上
豊区第220号	豊区第218号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	築上郡築上町大字有安地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第21号 築上郡築上町農林水産省椎田干拓堤防北側階段下に設定した標識 (イ) 基点第21号から真方位049度00分 3,250メートルの点 (ロ) 基点第21号から真方位067度58分 3,439メートルの点 (ハ) 基点第21号から真方位074度44分 2,743メートルの点 (ニ) 基点第21号から真方位047度10分 2,482メートルの点		築上郡築上町、豊前市下河内	同上	同上



現行番号	新番号	免許の内容となるべき事項					関係地区	個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別	
		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域				条件
豊区第221号	豊区第219号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	豊前市大字松江地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第22号 豊前市大字松江の松江漁港防波堤突端に設定した標識 (イ) 基点第22号から真方位024度51分 2,960メートルの点 (ロ) 基点第22号から真方位030度08分 1,685メートルの点 (ハ) 基点第22号から真方位357度32分 1,867メートルの点 (ニ) 基点第22号から真方位006度00分 3,090メートルの点		豊前市松江、同市高田	同上	同上
豊区第222号	豊区第220号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	豊前市大字松江地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第29号 豊前市大字松江の松江漁港に設置された松港之碑 (イ) 基点第29号から真方位109度40分 16メートルの点 (ロ) 基点第29号から真方位110度37分 32メートルの点 (ハ) 基点第29号から真方位117度56分 32メートルの点 (ニ) 基点第29号から真方位123度33分 16メートルの点		豊前市松江、同市高田	同上	同上
豊区第223号	豊区第221号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	豊前市大字八屋地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第23号 豊前市大字八屋九電築上発電所埋立地東北角に設定した標識 (イ) 基点第23号から真方位091度51分 287メートルの点 (ロ) 基点第23号から真方位099度58分 300メートルの点 (ハ) 基点第23号から真方位101度40分 283メートルの点 (ニ) 基点第23号から真方位091度56分 276メートルの点		豊前市八屋	同上	同上

現行番号	新番号	免許の内容となるべき事項					関係地区	個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別	
		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域				条件
豊区第224号	豊区第222号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	豊前市大字宇島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第24号 豊前市大字宇島の宇島漁港に設置された宇島漁港之碑 (イ) 基点第24号から真方位062度47分 110メートルの点 (ロ) 基点第24号から真方位070度17分 110メートルの点 (ハ) 基点第24号から真方位071度25分 82メートルの点 (ニ) 基点第24号から真方位060度37分 87メートルの点		豊前市宇島、同市赤熊、同市沓川、同市松江	同上	同上
豊区第225号	豊区第223号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	豊前市大字宇島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第25号 豊前市大字宇島の宇島漁港口東防波堤東端に設定した標識 (イ) 基点第25号から真方位336度30分 2,010メートルの点 (ロ) 基点第25号から真方位035度59分 2,690メートルの点 (ハ) 基点第25号から真方位057度33分 2,078メートルの点 (ニ) 基点第25号から真方位322度03分 1,235メートルの点		豊前市宇島、同市赤熊、同市沓川、同市松江	同上	同上
豊区第226号	豊区第224号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	築上郡吉富町大字小祝地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第28号 築上郡吉富町の吉富漁港に設置された吉富漁港の碑 (イ) 基点第28号から真方位309度15分 102メートルの点 (ロ) 基点第28号から真方位307度40分 108メートルの点 (ハ) 基点第28号から真方位335度56分 170メートルの点 (ニ) 基点第28号から真方位341度31分 160メートルの点 (ホ) 基点第28号から真方位333度15分 130メートルの点 (ヘ) 基点第28号から真方位331度19分 132メートルの点		築上郡吉富町小犬丸、同町小祝	同上	同上

現行番号	新番号	免許の内容となるべき事項					関係地区	個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別	
		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域				条件
豊区第227号	豊区第225号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	築上郡吉富町大字小祝地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第26号 豊前市大字三毛門小境川導流堤突端に設定した標識 基点第27号 築上郡吉富町の吉富漁港護岸北東角に設定した標識 (イ) 基点第26号から真方位358度30分 4,040メートルの点 (ロ) 基点第27号から真方位007度00分 3,520メートルの点 (ハ) 基点第27号から真方位007度00分 2,130メートルの点 (ニ) 基点第26号から真方位358度30分 1,922メートルの点		築上郡吉富町小犬丸、同町小祝	同上	同上
豊区第301号	豊区第226号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	豊前市大字八屋地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第22号 豊前市大字松江の松江漁港防波堤突端に設定した標識 (イ) 基点第22号から真方位031度01分 2,450メートルの点 (ロ) 基点第22号から真方位054度45分 2,870メートルの点 (ハ) 基点第22号から真方位073度30分 2,310メートルの点 (ニ) 基点第22号から真方位070度30分 1,910メートルの点 (ホ) 基点第22号から真方位067度30分 1,623メートルの点 (ヘ) 基点第22号から真方位054度07分 1,150メートルの点 (ト) 基点第22号から真方位039度40分 1,520メートルの点		豊前市八屋	同上	同上

2 保全沿岸漁場に関する事項  
設定なし

3 漁場の図面  
別添のとおり

4 漁業の免許予定日  
令和5年9月1日

5 4の申請期間  
令和5年6月14日から同年7月14日まで

6 免許の存続期間  
共同漁業権については、令和5年9月1日から令和15年8月31日まで  
区画漁業権については、令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

7 類似漁業権以外の漁業権  
なし

## 海区漁業調整委員会規程（抜粋）

筑前海区漁業調整委員会

福岡県豊前海区漁業調整委員会 告示第2号

福岡県有明海区漁業調整委員会

海区漁業調整委員会規程を漁業法施行令（昭和25年政令第30号以下「令」と云う。）  
第25条第3項の規定に基づき次のように定める。

昭和51年9月28日

筑前海区漁業調整委員会会長

鎌田 穰

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長

安部 清

福岡県有明海区漁業調整委員会会長

亀崎 政雄

海区漁業調整委員会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、漁業法（昭和25年法律第267号。以下「法」という。その他法令に定める場合を除くほか海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の会議等に関し必要な事項を定める。

（委員会）

第2条 委員会は、委員10名をもって組織する。

2 専門の事項を調査審議させるために必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

3 専門委員は、学識経験のある者の中から福岡県知事が選任する。

（会長、副会長及びその職務）

第3条 委員会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会長等の任期）

第4条 会長及び副会長の任期は、2年とし再任されることができる。

2 会長及び副会長は、任期が満了の場合においても後任者が就任するまでの間はなおその職務を行う。

## 漁業法（抜粋）

（構成）

第137条 海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2 海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、都道府県知事が委員の中からこれを選任する。

3 海区漁業調整委員会は、その所掌事務を行うにつき会長を不相当と認めるときは、その決議によりこれを解任することができる。

4 都道府県知事は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

5 専門委員は、学識経験がある者の中から、都道府県知事が選任する。

6 委員会には、書記又は補助員を置くことができる。

資 料 3

( 2 2 - 1 0 豊前漁調委 )

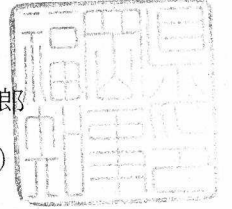
( R 5 . 3 . 1 5 )

4 漁管第 4 9 7 6 号

令和 5 年 3 月 1 5 日

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 殿

福岡県知事 服部 誠太郎  
(農林水産部水産局漁業管理課)



漁業法第 9 0 条第 2 項に基づく資源管理の状況等の報告について

このことについて、豊前海区漁協から漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 9 0 条第 1 項の規定に基づき、資源管理の状況等の報告があったので、同条第 2 項の規定に基づき報告します。



## 漁業権に係る資源管理の状況等の報告について

令和5年3月15日  
漁業管理課漁業調整係

○漁業権者は、その有する漁業権の内容たる漁業について、資源管理の状況や漁場の活用の状況について1年に1回以上県知事に報告しなければならない（漁業法第90条第1項、漁業法施行規則第28条第1項）。

○県知事は、報告を受けた事項について、意見を付して1年に1回以上海区漁業調整委員会に報告しなければならない（漁業法第90条第2項、漁業法施行規則第28条第3項）。

○報告をすべき事項（漁業法施行規則第28条第2項）

- 1 漁業権の種類及び免許番号
- 2 報告の対象となる期間
- 3 資源管理に関する取り組みの実施状況
- 4 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
- 5 団体漁業権にあつては、組合員行使者の数及び組合員行使権の行使の状況
- 6 その他必要な事項

○豊前海区の漁業権免許状況

- ・ 第1種、第2種共同漁業権 3件
- ・ 第1種区画漁業権 36件

【参考】漁業権に係る漁業の区分（漁業法第60条）

共同漁業	第1種	藻類、貝類等の定着性の水産動植物を対象とする漁業 (アサリ、サルボウなど)
	第2種	網漁具を固定して営む漁業 (かご、くもで網など)
区画漁業	第1種	一定の区域内において石、瓦、竹、木等を敷設して営む養殖業 (のり養殖、かき養殖など)

令和3年漁業権に係る資源管理の状況等の報告(豊前海区)

共同・区画	免許番号	種別	漁業の種類 (対象種)	漁場の位置	漁業権者 (漁協)	関係支所	団体・個別	報告の対象 となる期間(※)	行使権者数 (人)	資源管理の 取り組み状況	適切かつ 有効な活用状況
共同	豊共第1号	第1,2種	(略)	福岡県、大分県境界から 北九州門司区大字大久保基点2号までの地先	豊前海北部漁協	恒見、田野浦	団体	令和3年度	107	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	北九州東部漁協	今津	"	令和3年	28	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	曾根漁協	-	"	"	34	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	苅田町漁協	-	"	"	39	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	蓑島漁協	-	"	令和3年度	113	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	行橋市漁協	稲童、長井	"	令和3年	143	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	豊築漁協	西八田、椎田町、松江浦、八屋	"	"	160	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	吉富漁協	-	"	"	70	○	適切かつ有効
"	豊共第2号	"	"	北九州市門司区門司崎灯台から 同市門司区大字大久保基点第2号までの地先	豊前海北部漁協 (田野浦)	田野浦	"	令和3年度	18	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	北九州市漁協 (旧門司)	旧門司	"	"	19	○	適切かつ有効
"	豊共第3号	"	"	北九州市小倉南区から 京都郡苅田町までの地先	豊前海北部漁協 (恒見)	恒見	"	令和3年度	56	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	北九州東部漁協 (本所)	-	"	令和3年	18	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	曾根漁協	-	"	"	34	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	苅田町漁協	-	"	"	39	○	適切かつ有効
区画	豊区第1号	第1種	のり	京都郡苅田町地先	苅田町漁協	-	"	"	15	○	適切かつ有効
"	豊区第2号	"	"	行橋市大字蓑島地先	蓑島漁協	-	"	令和3年度	3	○	適切かつ有効
"	豊区第3号	"	"	"	"	-	"	"	3	○	適切かつ有効
"	豊区第4号	"	"	"	"	-	"	"	3	○	適切かつ有効
"	豊区第5号	"	"	豊前市大字八屋地先	豊築漁協	八屋	"	令和3年	3	○	適切かつ有効
"	豊区第6号	"	"	"	"	"	"	"	3	○	適切かつ有効
"	豊区第7号	"	"	北九州市小倉南区大字曾根新田地先	曾根漁協	-	"	"	9	○	適切かつ有効
"	豊区第101号	"	"	行橋市大字蓑島地先	蓑島漁協	-	"	令和3年度	3	○	適切かつ有効
"	豊区第201号	"	かき	北九州市門司区大字柄杓田地先	豊前海北部漁協	-	"	"	3	○	適切かつ有効
"	豊区第202号	"	"	北九州市門司区大字喜多久地先	"	-	"	"	3	○	適切かつ有効
"	豊区第203号	"	"	北九州市門司区大字伊川地先	"	-	"	"	6	○	適切かつ有効
"	豊区第204号	"	"	北九州市門司区大字浦中地先	"	恒見	"	"	56	○	適切かつ有効
"	豊区第205号	"	"	北九州市門司区大字井の浦地先	"	"	"	"	56	○	適切かつ有効
"	豊区第206号	"	"	北九州市門司区大字恒見地先	"	"	"	"	56	○	適切かつ有効
"	豊区第207号	"	"	北九州市小倉南区井の浦地先	北九州東部漁協	-	"	令和3年	13	○	適切かつ有効
"	豊区第208号	"	"	北九州市小倉南区大字吉田地先	"	-	"	"	22	○	適切かつ有効
"	豊区第209号	"	"	北九州市小倉南区大字曾根新田地先	曾根漁協	-	"	"	29	○	適切かつ有効
"	豊区第210号	"	"	北九州市小倉南区大字曾根新田地先	曾根漁協	-	"	"	29	○	適切かつ有効
"	豊区第211号	"	"	"	"	-	"	"	29	○	適切かつ有効
"	豊区第212号	"	"	京都郡苅田町地先	苅田町漁協	-	"	"	16	○	適切かつ有効
"	豊区第213号	"	"	京都郡苅田町地先	"	-	"	"	16	○	適切かつ有効
"	豊区第214号	"	"	京都郡苅田町地先	"	-	"	"	16	○	適切かつ有効
"	豊区第215号	"	"	京都郡苅田町地先	"	-	"	"	16	○	適切かつ有効
"	豊区第216号	"	"	京都郡苅田町地先	"	-	"	"	16	○	適切かつ有効



共同・区画	免許番号	種別	漁業の種類 (対象種)	漁場の位置	漁業権者 (漁協)	関係支所	団体・個別	報告の対象 となる期間(※)	行使権者数 (人)	資源管理の 取り組み状況	適切かつ 有効な活用状況
"	豊区第217号	"	"	行橋市大字蓑島地先	蓑島漁協	-	"	令和3年度	5	○	適切かつ有効
"	豊区第218号	"	"	"	"	-	"	令和3年	5	○	適切かつ有効
"	豊区第219号	"	"	築上郡築上町大字湊地先	豊築漁協	椎田町	"	"	6	○	適切かつ有効
"	豊区第220号	"	"	築上郡築上町大字有安地先	"	"	"	"	6	○	適切かつ有効
"	豊区第221号	"	"	豊前市大字松江地先	"	松江浦	"	"	2	○	適切かつ有効
"	豊区第222号	"	"	"	"	"	"	"	2	○	適切かつ有効
"	豊区第223号	"	"	豊前市大字八屋地先	"	八屋	"	"	2	○	適切かつ有効
"	豊区第224号	"	"	豊前市大字宇島地先	"	-	"	"	2	○	適切かつ有効
"	豊区第225号	"	"	"	"	-	"	"	2	○	適切かつ有効
"	豊区第226号	"	"	築上郡吉富町大字小祝地先	吉富漁協	-	"	"	3	○	適切かつ有効
"	豊区第227号	"	"	"	"	-	"	"	3	○	適切かつ有効
"	豊区第301号	"	かき・わかめ	豊前市大字八屋地先	豊築漁協	八屋	"	"	2	○	適切かつ有効

※令和3年度: 令和3年4月1日～令和4年3月31日、令和3年: 令和3年1月1日～令和3年12月31日

## 第 2 2 期第 2 回福岡県連合海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和 5 年 3 月 7 日 ( 火 ) 1 4 時 0 0 分 から

2 場 所 海区漁業調整委員会室

福岡市博多区東公園 7 - 7

電話 0 9 2 - 6 4 3 - 3 5 5 7

3 議 題

( 1 ) 福岡県資源管理方針の一部改正について ( 諮問 )

資料 1

( 2 ) 個人情報保護法改正に伴う関係規程の整備について ( 協議 )

資料 2

( 3 ) 海区漁業調整委員会公聴会規程の一部改正について ( 協議 )

資料 3

( 4 ) その他

4 追 加 議 題

( 1 ) 海区漁業調整委員会事務局の設置等に関する規則の一部改正について ( 協議 )

追加資料 1

## 福岡県資源管理方針の一部改正について（諮問）

水産振興課漁船漁業係

### 【概要】

- ・平成23年度から国や都道府県が「資源管理指針」を作成し、同指針に沿って関係漁業者が「資源管理計画」を作成・実施する資源管理体制が導入。
- ・令和2年12月1日に漁業法(昭和24年法律第267号)が改正され、本県では法第14条第1項の規定に基づき「福岡県資源管理方針」を策定。
- ・現行の福岡県資源管理方針では、特定水産資源以外の水産資源について、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせる資源管理を行うものと定められている。
- ・今回、特定水産資源以外の水産資源で、福岡県資源管理指針に記載されている9種及び、研究所により科学的なデータが蓄積されている4種について、具体的な資源管理方針を別紙に追加。

### 【資源管理方針（別紙）に追加された魚種】

- 資源管理指針に記載されている魚種 9種類  
まだい、とらふぐ、けんさきいか、こういか、あわび、はまぐり、まだこ、さわら（豊前）、がざみ
- 研究所により科学的なデータが蓄積されている魚種 4種  
ぶり、ひらめ、さわら（筑前）、はも（豊前海）
- 資源管理の方向性
  - (1) とらふぐ（日本海・東シナ海・瀬戸内海系群）  
MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、国が行う資源評価における現状の親魚量を維持することを資源管理の方向性とする。
  - (2) さわら（瀬戸内海系群）  
MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、国が行う資源評価における現状の親魚量を維持することを資源管理の方向性とする。
  - (3) はも福岡県海域（豊前海）  
県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に維持することを目指す。なお、国による資源評価が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標などを資源管理の方向性とする。

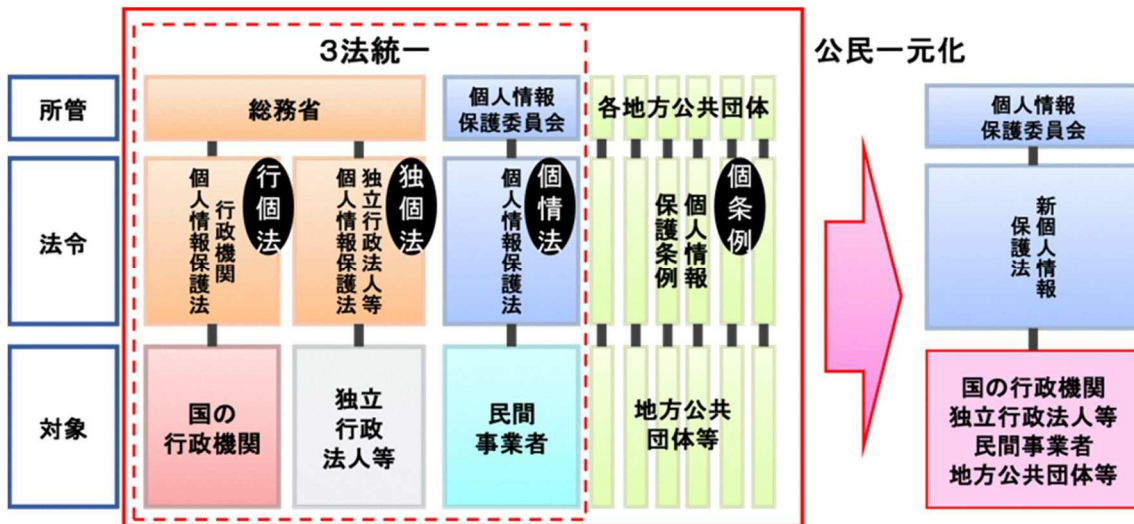
## 個人情報保護法※改正に伴う関係規程の整備について

### 1. 個人情報保護法の改正について

これまでの個人情報保護法制は、国においては、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者のそれぞれを対象とした個人情報保護法が整備され、地方公共団体においては、各自治体で個人情報保護条例が制定されていた。

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」により、3つの個人情報保護法が統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の個人情報保護法に基づき、令和5年4月1日から全国的な共通ルールが適用されることとなった。

#### イメージ図



### 2. 関係規程の整備

#### ①福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例（R5.4.1施行）

令和4年12月議会において可決成立（福岡県個人情報保護条例は今年度末で廃止）  
→海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会）は、条例における実施機関\*と規定されているため、委員会での手続き等は不要。

#### ②海区漁業調整委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程

#### ③海区漁業調整委員会が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程

→知事の例によると規定する必要あり（今回協議）。

※個人情報保護法 正式名称は「個人情報の保護に関する法律」

※実施機関 県の機関（知事、公営企業の管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。）及び県が設立した地方独立行政法人（福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例第2条）

海区漁業調整委員会公聴会規程(新旧対照表)

現 行	改 正 後(案)
<p style="text-align: center;">海区漁業調整委員会公聴会規程</p> <p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(公聴会の記録)</p> <p>第13条 公聴会においては、その経過について次に掲げる事項を記録し、会長が署名押印する。</p> <p>(略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1～3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">海区漁業調整委員会公聴会規程</p> <p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(公聴会の記録)</p> <p>第13条 公聴会においては、その経過について次に掲げる事項を記録し、会長が署名又は記名押印する。</p> <p>(略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4 この告示は、令和5年3月 日(公報掲載日)から施行する。</u></p>

## 海区漁業調整委員会事務局の設置等に関する規則（抜粋）

筑前海区漁業調整委員会

福岡県有明海区漁業調整委員会 規則第1号

福岡県豊前海区漁業調整委員会

（書記の設置）

第4条 事務局に書記を置く。

2 委員会の事務処理上必要があると認めるときは、書記を市町村に駐在させることができる。

（書記の職）

第5条 書記の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

事務局長	委員会の会長(以下「会長」という。)の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
主幹（新設）	上司の命を受け、事務局の事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、事務局長を補佐する。
企画主査	上司の命を受け、事務局長を補佐し、調査、計画立案等の事務を処理する。
指導主査（新設）	上司の命を受け、事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし職員を指導する。
事務主査	上司の命を受け、事務を処理する。
技術主査	上司の命を受け、技術を処理する。
主任主事	上司の命に従い、複雑な事務に従事する。
主事	上司の命に従い、事務に従事する。
主任技師	上司の命に従い、複雑な技術に従事する。
技師	上司の命に従い、技術に従事する。